

## 募集に伴う留意事項

- ① 使用面積は行政財産の目的外使用のみに利用するものとし、用途変更、転貸は認めない。
- ② 指定された範囲のみを使用し、大きさは15㎡以内とすること。同様に使用を許可された利用者と重なった時は、利用者間で協議のうえ、指定された範囲内で場所を譲り合って使用すること。
- ③ 公用のため必要が生じた場合における場所の移動及び使用を中止する場合、若しくは使用条件に違反した場合は、異議なく市の指示に従うこと。  
上記に伴う諸経費及び立退料は一切請求しないこと。
- ④ 使用期間内であれば自由に使用できるものとする。ただし、施設の駐車場は18時30分～翌9時00分まで施錠されるため、それ以外の時間の中で準備から撤去まで全てを終わらせること。施錠後の対応は受け付けない。
- ⑤ 本許可は、広場内施設（芝生等）の占有利用予約とは異なるものとする。
- ⑥ 広場内施設（芝生等）の占有利用者がその使用において、運営上、事前打ち合わせが必要な場合やその他の特別な事情から行政財産の目的外使用者の連絡先を必要とした場合は、生涯学習課より情報提供する旨を了承のうえ使用すること。また、占有利用者と重なった時は、利用者間で協議のうえ、譲り合って使用すること。
- ⑦ 使用料は一括で事前に支払うこと。納付後に事業者都合で出店を取りやめた場合は、還付は行わない。
- ⑧ その他設置及び維持管理について生じる問題については、その都度協議するものとする。
- ⑨ 他事業者の販売内容（商品・金額等）には、干渉しないこと。